

議案第3号

令和5年度みなべ町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度みなべ町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,674千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,093,733千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年10月30日 提出

みなべ町長 小谷 芳 正

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		692,069	12,541	704,610
	2 県補助金	362,948	12,541	375,489
19 繰越金		254,729	6,533	261,262
	1 繰越金	254,729	6,533	261,262
21 町債		779,200	30,600	809,800
	1 町債	779,200	30,600	809,800
歳入合計		9,044,059	49,674	9,093,733

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		621,727	13,935	635,662
	1 保健衛生費	451,324	13,935	465,259
5 農林水産業費		671,202	0	671,202
	1 農業費	564,970	0	564,970
6 商工費		178,034	1,439	179,473
	1 商工費	178,034	1,439	179,473
9 教育費		978,413	34,300	1,012,713
	5 社会教育費	166,181	34,300	200,481
歳 出 合 計		9,044,059	49,674	9,093,733

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等適正管理 推進事業	千円 27,500	証書借入	%以内 5.0	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

起債の目的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共施設等適正管理 推進事業	千円 58,100	証書借入	%以内 5.0	同補正前